

## 付録12-4 EDIFACT電文(海上貨物・入出港関連)の運用方法について

### 1. 積荷目録情報の訂正について

#### (1) 積荷目録提出(DMF)前の訂正

- ① 「積荷目録情報訂正(積荷目録提出前)(CMF01)」業務で行う。
- ② シングル B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージの両方で訂正が可能であり、マルチ B/L 電文はシングルメッセージのみでの訂正が可能である。

付表 12-4-1 積荷目録提出(DMF)前の訂正方法

	シングルメッセージで送信	マルチメッセージで送信
シングル B/L の訂正電文	○	○
マルチ B/L の訂正電文	○	×

「積荷目録情報登録(MFR)」業務により、マルチ B/L 電文で登録した積荷目録情報の訂正例を以下に示す。

#### (A) 例1：シングルB/L電文での訂正

##### イ. キー項目の場合

- ① 「積荷目録情報訂正(CMF01)」業務により、誤りのある B/L 情報、コンテナ情報を削除する。(Message function: 1=Cancellation)
- ② 「積荷目録情報登録(MFR)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)  
(Message function:9=Original)

(付図 12-4-1 参照)

##### ロ. キー項目以外の場合

- ① 「積荷目録情報訂正(CMF01)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を訂正する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)  
(Message function:5=Replace)

(付図 12-4-2 参照)

#### (B) 例2：マルチB/L電文での訂正

##### イ. キー項目の場合

- ① 「積荷目録情報訂正(CMF01)」業務により、「積荷目録情報登録(MFR)」業務で登録した全ての B/L 情報、コンテナ情報を削除する。  
(Message function:1=Cancellation)
- ② 「積荷目録情報登録(MFR)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージのみ可能)  
(Message function:9=Original)

(付図 12-4-3 参照)

##### ロ. キー項目以外の場合

- ① 「積荷目録情報訂正(CMF01)」業務により、「積荷目録情報登録(MFR)」業務で登録した全ての B/L 情報、コンテナ情報を正しい情報で訂正する。(シングルメッセージのみ可能)  
(Message function: 5=Replace)

(付図 12-4-4 参照)

(注)積荷目録情報におけるキー項目:

「船舶コード」、「船会社コード」、「船卸港コード」、「船卸港枝番」、  
「コンテナオペレーション会社コード」、「B/L 番号」、「コンテナ番号」

積荷目録提出 (DMF) 前の訂正については下記の表にまとめる。

付表 12-4-2 積荷目録提出 (DMF) 前のキー項目有無による訂正可否

キー項目	シングルメッセージで送信		マルチメッセージで送信	
	有り	無し	有り	無し
シングル B/L の訂正電文	○	○	○	○
マルチ B/L の訂正電文	○	○	×	×

(2) 積荷目録提出 (DMF) 後の訂正

- ①「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務で行う。
- ②シングル B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージの両方で訂正が可能である。
- ③マルチ B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージ共に訂正が不可である。

付表 12-4-3 積荷目録提出 (DMF) 後の訂正方法

	シングルメッセージで送信	マルチメッセージで送信
シングル B/L の訂正電文	○	○
マルチ B/L の訂正電文	×	×

「積荷目録情報登録 (MFR)」業務により、マルチ B/L 電文で登録した積荷目録情報の訂正例を以下に示す。

(A) 例1: シングルB/L電文での訂正

イ. キー項目の場合

- ①「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、誤りのある B/L 情報、コンテナ情報を削除する。  
(Message function: 1=Cancellation)
- ②「積荷目録情報登録 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)  
(Message function: 9=Original)

(付図 12-4-1 参照)

ロ. キー項目以外の場合

- ①「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を訂正する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)  
(Message function: 5=Replace)

(付図 12-4-2 参照)

積荷目録提出 (DMF) 後の訂正については下記の表にまとめる。

付表 12-4-4 積荷目録提出 (DMF) 後のキー項目有無による訂正可否

キー項目	シングルメッセージで送信		マルチメッセージで送信	
	有り	無し	有り	無し
シングル B/L の訂正電文	○	○	○	○
マルチ B/L の訂正電文	×	×	×	×

## 2. 船舶運航情報 (VTX01) の登録・訂正について

### (1) 船舶運航情報 (VTX01) の登録

「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務は CUSREP メッセージを使用する。  
1CUSREP メッセージ=1 航海分の情報の格納となる。

(付図 12-4-5 参照)

(注) NACCSにおいて「1航海」とは、本邦の港に入港(または資格外変)後、本邦内の港から外国の港に向けて出港(または資格内変)するまでをいう。

### (2) 船舶運航情報の訂正 (全情報の訂正)

すでにシステムに登録されている船舶運航情報を「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務により、正しい船舶運航情報に訂正する。また、全情報の訂正業務により、本邦寄港地情報の追加を行うことができる。

(付図 12-4-6 参照)

### (3) 船舶運航情報の訂正 (単一港の訂正)

単一港の訂正を行う場合、「運航情報制限無し」と「運航情報制限有り」の2通りの方法がある。

#### ① 運航情報制限無しの場合

「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務で登録した本邦寄港地情報のうち単一港の情報と、共通情報、外国寄港地情報を訂正する。

#### ② 運航情報制限有りの場合

「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務で登録した本邦寄港地情報のうち単一港の情報を訂正する。(共通情報、外国寄港地情報の訂正は不可)

(付図 12-4-7 参照)

### 3. ACL情報登録(ACL)の登録・訂正について

「ACL情報登録(ACL)」業務には、「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACL01)」業務、「ACL情報登録(在来船・自動車船用)(ACL02)」業務がある。「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACL01)」業務では、コンテナ船本情報、記号番号情報、品名情報の登録・変更業務を行うことができる。「ACL情報登録(在来船・自動車船用)(ACL02)」業務では、在来船・自動車船本情報、記号番号情報、品名情報、車台番号等情報の登録・訂正業務を行うことができる。

(付図 12-4-8 参照)

それぞれの業務における業務コード、出力情報コードの関係は EDIFACT 対応業務サブセット名一覧(付録 12-3)を参照のこと。